

寝市職労4号

2020年11月6日

寝屋川市長
廣瀬 慶輔 様



秋季年末重点要求書

市職労は11月6日、第1回中央委員会を開催し、2020年秋季年末闘争にあたり、重点要求として下記の項目を決定しました。
交渉にあたり、当局の誠意ある回答を強く求めます。

記

1. 憲法と地方自治を守り、職員の賃金・労働条件については、総務省・府市町村課による、地方自治の前提を無視した介入・干渉を排除し、労使合意と地方自治の原則に沿って交渉で決定すること。
2. 2020年人事院勧告の一時金の削減は実施しないこと。
3. 年末一時金は、期末手当に一本化し、12月10日までに支給すること。
4. 3級以上の新たな監督職を早期に構築すること
5. 職員のモチベーションが上がる寝屋川水準の高い給与制度の構築すること。
6. 誰でも40万円に到達する賃金制度を確立すること。
7. 賃金の低い青年層に配慮した給付制度を創設すること。
8. 前歴換算が5割になっている職員について、8割換算に引き上げ、賃金を是正すること。
9. 地域手当について、地域の生活実態や経済的同一性を踏まえ、16%とすること。
10. 係長の管理職手当額を超える分の時間外勤務手当、休日手当を支給すること。
11. 職場実態や人材育成の観点から実態に見合った採用を行うこと。
12. フレックスタイム制の運用について、働きやすくなつたと思えるように、また強制的にならぬよう職場実態に応じて見直すとともに、時間外勤務とフレックスタイム制をしっかりと区別すること。



13. 長時間労働の是正、年次有給休暇が取得しやすい職場環境をつくること。
14. パソコンについて全職員が一人につき一台使用できるようにすること。
15. 育児休暇取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。
16. 任期付短時間職員・再任用職員・会計年度任用職員について、人事評価制度の対象から除外すること。
任期付短時間勤務職員について
17. 任期付短時間職員の結婚休暇など正規職員同様の休暇制度を整備すること。
18. 任期付短時間職員の賃金の経年加算を拡充すること。
19. 任期付短時間職員の賃金について、職員確保の観点から大幅に引き上げること。
20. 任期付短時間職員の代替職員については任期付短時間職員で対応すること。
21. 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム任期付職員を配置すること。
再任用職員について
22. 定年退職者の再任用について、希望する職員全員を任用すること。
23. フルタイム再任用職員の賃金を引き上げること。
24. フルタイム再任用職員の一時金を、正規職員と同月数とすること。
会計年度任用職員について
25. 勤務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。
26. 均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。
27. 夏季休暇を次年度から付与すること。
その他
28. 健康管理に対する意識啓発を図り、職員の健康対策の充実を図ること。
29. ハラスメント指針の策定にあたっては、被害者の立場に立ったものとし、ILO条約を踏まえたものとすること。
30. 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。
31. インフルエンザ予防接種の補助について、家族まで拡充すること。
32. インフルエンザ予防接種を非正規職員、再任用職員に対して公費で行うこと。

以上